

福岡医発第 1430 号 (地)
令和 5 年 9 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病の医療費助成開始日の遡り及び医療意見書の改正について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、令和 5 年 10 月 1 日から、小児慢性特定疾病の医療費助成開始日の遡りが適用されることに伴い、厚生労働省通知が発出され、医療意見書の様式が改正される旨、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より通知がありました。

改正内容は、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日について、これまで「申請日」とされておりましたが、本年 10 月 1 日以降の申請より、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等」へ遡ることが可能となり、医療意見書については、「診断年月日」欄が追加されます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

本件につきましては、別添のとおり令和 5 年 9 月 4 日付けで県内医療機関宛に通知されるとともに、北九州市及び福岡市につきましては、各市より各医師会宛に通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 島田昇二郎

公印省略

5 疾 病 第 4 5 0 2 号
令 和 5 年 8 月 3 0 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(がん感染症疾病対策課 難病等助成係)

小児慢性特定疾病の医療費助成開始日の遡り及び医療意見書の改正について（通知）

平素から、本県の保健医療行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり県内医療機関に通知する予定ですのでお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

なお、一般社団法人福岡市医師会に対しては、福岡市から、公益社団法人北九州市医師会に対しては、北九州市からそれぞれ同様の通知を送付しますので申し添えます。

(案)

公印省略

5 疾病第 4 5 0 2 号

令和 5 年 9 月 4 日

各 医 療 機 関 の 長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長

(難 病 等 助 成 係)

小児慢性特定疾病の医療費助成開始日の遡り及び医療意見書の改正について（通知）

日頃より、本県の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、令和 5 年 1 0 月 1 日から、小児慢性特定疾病の医療費助成開始日の遡りが適用されます。

これに伴い、厚生労働省通知により、医療意見書の様式が改正されたところです。

つきましては、改正の内容及び対応について、下記のとおりお知らせします。貴医療機関におかれましては、御対応のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 医療費助成開始日遡りの概要

新規の申請において、医療費助成の開始時期は、「当該小児慢性特定疾病と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾病が原因で、疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日」となります。

ただし、申請日からの遡りの期間は原則 1 か月とし、入院その他緊急の治療が必要であった場合など、診断日から 1 月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長 3 か月となります。

※令和 5 年 1 0 月 1 日より前への遡りは不可

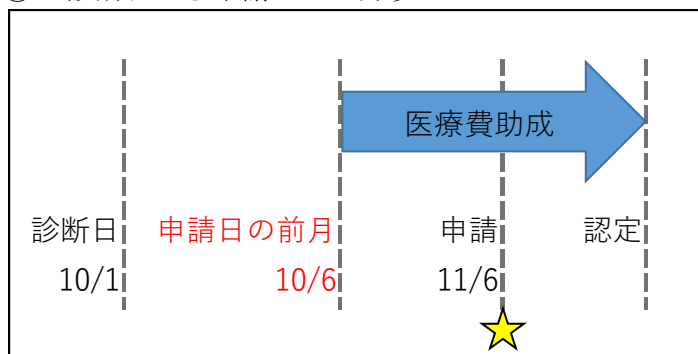
【医療費助成遡りの具体例】

○ 1 か月以内の遡り

① 診断日から申請が 1 か月以内

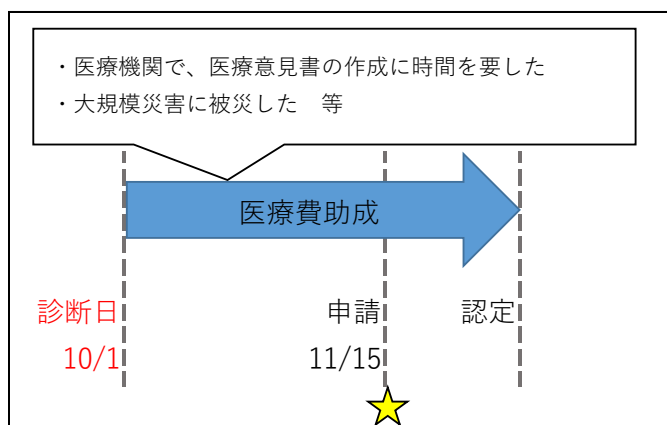


①-1 診断日から申請が 1 か月以上

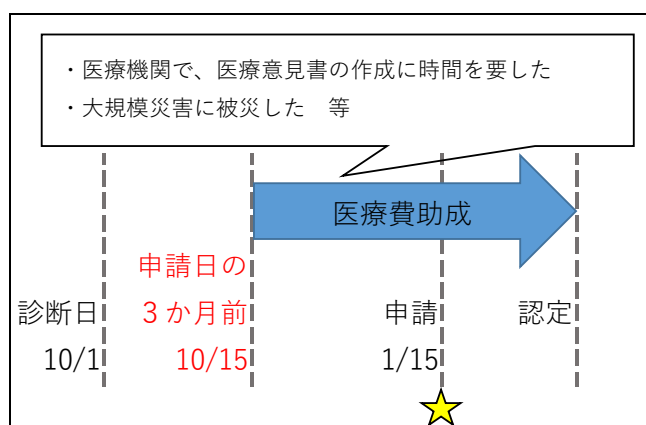


○ 3 か月以内の遡り

②診断日から申請が1～3か月以内



②-1 診断日から申請が3か月以上



※これまで、意見書の作成に期間を要する場合、意見書以外の申請書類を提出することにより（仮受付）、その後、本申請、認定に至った場合に、仮受付日を認定開始日とする対応については、令和5年10月1日以降、対応不可となります(令和5年9月末までに仮受付していた分は対応可とします)。

2 医療意見書改正の概要

診断年月日（記載内容を診断した日）の記載欄が追加されました。患者の医療費助成開始日の判定に必要ですので、遺漏のないよう記載願います。

また、保険情報、最終受診日、電話番号の記載欄も追加されておりますので、こちらも遺漏のないよう記載願います。

※原則改正後の医療意見書の提出が必要ですが、やむを得ず、改正前の医療意見書を使用する場合は、備考欄や余白等に、診断年月日の記載をお願いします。

受給者番号 ()	患者氏名 ()	2023a-001
告示番号 80	悪性新生物 () 年度 小児慢性特定疾病 医療意見書〈新規申請用〉	3/3
医療機関・医師署名		
上記の通り診断します。		
医療機関名	記載年月日	年 月 日
医療機関所在地	診断年月日	年 月 日
電話番号	診療科	
	医師名	
	小児慢性特定疾病 指定医番号 ()	

・診断年月日欄には、本医療意見書に記載された内容を診断した日を記載してください。

【新たな医療意見書について】

別添のとおり、「小児慢性特定疾病に係る医療意見書の取り扱いについて」（令和5年8月15日付け事務連絡）により、新たな医療意見書が示されました。

新たな医療意見書については、下記の厚生労働省ホームページに掲載されております。

また、小児慢性特定疾病情報センターのHPに掲載中の医療意見書も、10月1日以降順次更新される予定ですので、引き続きご活用ください。

- ・新たな医療意見書

厚労省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34547.html

※医療意見書の一括ダウンロードは、下記 URL をご参照ください。

[https://mhlwlan.sharepoint.com/:f/s/ExGeneral_1462
/Ek2aMG4JEBVKoU8Q6rd37WABQgsHT2aGy5RIZAzXixOO5A?e=YuqY40](https://mhlwlan.sharepoint.com/:f/s/ExGeneral_1462/Ek2aMG4JEBVKoU8Q6rd37WABQgsHT2aGy5RIZAzXixOO5A?e=YuqY40)

【お問い合わせ先】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 難病等助成係

０９２－６４３－３２６７

事 務 連 絡
令和 5 年 8 月 15 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 小児慢性特定疾病対策担当課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省健康局難病対策課

小児慢性特定疾病に係る医療意見書の取り扱いについて

小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、小児慢性特定疾病医療費助成の支給認定の申請書に添付する医療意見書については、「小児慢性特定疾病医療費の支給認定について」（平成 26 年 12 月 3 日付け雇児発 1203 第 2 号）により、小児慢性特定疾病対策のポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」のHPに掲載している医療意見書を活用することとしておりますが、今般、別紙のとおり、新たな医療意見書（以下、「新医療意見書」という。）として、令和 5 年 10 月 1 日から変更することとしましたので、今後の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新医療意見書の使用開始予定時期

- ・新医療意見書の使用開始時期：令和 5 年 10 月 1 日

2. 現在までの医療意見書の経過措置の取扱いについて

現在までの医療意見書は、更新の案内等で小児慢性特定疾病医療費の申請者に対し既に送付しており、今後、申請者が指定医による診断を受け作成するケース等が想定されることから、医療意見書の再提出などによる申請者の負担を考慮し、当面の間、使用できることとする。

【連絡先】

厚生労働省健康局難病対策課小児慢性特定疾病係
T E L : 03-5253-1111（内線 7937）大成・丸山
夜 間 直 通 : 03-3595-2249
E - m a i l : shouman@mhlw.go.jp

2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病の医療意見書に 「診断年月日」欄が追加されます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日を確認するため、
医療意見書の「診断年月日」欄には「医療意見書に記載された内容を診断した日」
を記載いただきますようお願いいたします。

<医療意見書イメージ>

医療機関・医師署名			
上記の通り診断します。			
医療機関名	記載年月日	年	月 日
医療機関所在地	診断年月日	年	月 日
電話番号			
	診療科		
	医師名		
	小児慢性特定疾病 指定医番号	(	)

・診断年月日欄には、本医療意見書に記載された内容を診断した日を記載してください。

※「診断年月日」欄のない医療意見書を患者が持参した場合は、欄外に「診断年月日」を記載してください。

<診断年月日の具体的な考え方>

■当該小児慢性特定疾病と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾病
が原因で、疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日

- ※1 令和5年10月1日以降の申請から適用となります。
- ※2 「継続申請用」医療意見書の「診断年月日」欄の記載は、原則不要です。
- ※3 「診断年月日」が「記載年月日」と同日の場合は、「診断年月日」欄の記載は不要です。
- ※4 成長ホルモン治療用の医療意見書も同様の取り扱いとなります。

新しい医療意見書は、令和5年10月1日以降、
「小児慢性特定疾病情報センター」からダウンロードできます。

※ 厚生労働省ホームページにも掲載しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34547.html>

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの
相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や
診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>

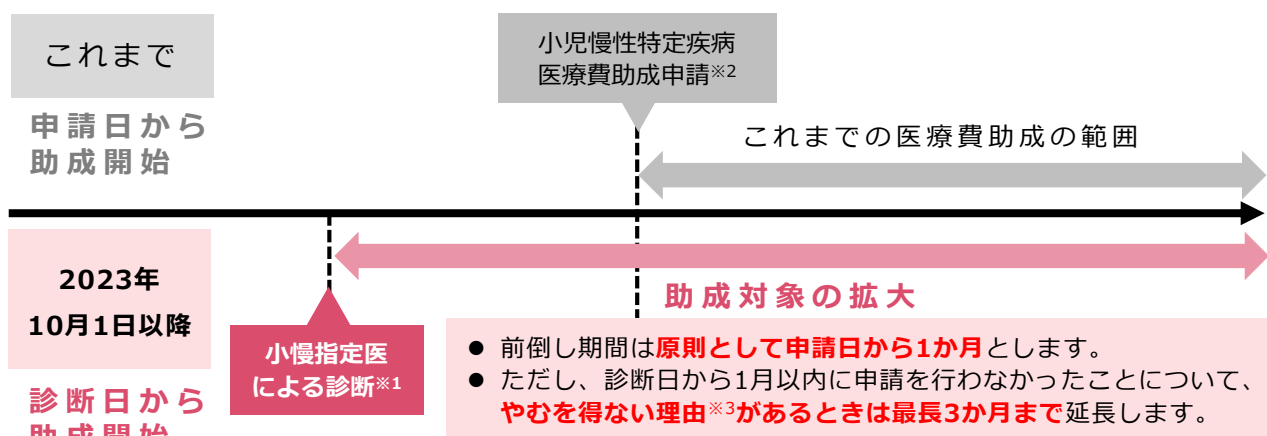
小児慢性特定疾病医療費の支給開始日の見直しに関する概要は、裏面をご確認ください。

福岡県

2023（令和5）年10月1日から小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の開始日を遡ることができます

小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が、これまでの「申請日」から、「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日※1等」へ遡ることが可能になります

医療費助成の見直しのイメージ



※1 疾病の状態の程度を満たした日を確認するため、医療意見書に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、医療意見書に記載された内容を診断した日を記載します。

※2 2023（令和5）年10月1日以降の申請から適用します。ただし、2023年10月1日より前の医療費について、助成の対象とすることはできません。

※3 診断書（医療意見書）の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

小児慢性特定疾病に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>

医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市（特別区含む）の窓口にお問い合わせください

福岡県